

## 事務室より

### 1. 届出・証明書等の発行について

#### (1) 生徒等身上事項異動届

住所、通学区間等が変更となった場合は、速やかに異動届をクラス担任に提出してください。

#### (2) 証明書等の種類（提出先は全てクラス担任）

- ・在学証明書
- ・調査書・成績証明書等
- ・生徒旅客運賃割引証（要旅行届）
- ・生徒証（再交付）

#### (3) 手続き

① 必要な証明書等の発行・届等に該当する書類を事務室前の書類棚から受領し、必要事項を黒又は青のペン・ボールペン（鉛筆、消えるペンの使用は不可）で記入し、必要な書類をつけてクラス担任に提出してください。

② 受取りは1週間後の祝日を除く月～金曜日の8:30～17:00です。  
生徒証を携行の上、事務室に取りに来てください。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

### 1. 制度

学校教育の円滑な実施に資するため国・学校の設置者、保護者の三者で負担する互助共済制度です。

### 2. 給付対象

(1) 学校管理下の災害（負傷・疾病・傷害、又は死亡）について災害給付（医療費・傷害見舞金又は死亡見舞金）が支給されます。

(2) 医療費の場合は、療養に要する費用が合計5000円以上の場合に給付対象となります。（自己負担額が1500円〔5000円3割〕以上）ただし、保険外診療は給付の対象なりません。

### 3. 手続き

(1) 医療機関へ受診した場合は、担任または部活動顧問へ報告後、保健室に必要書類を取りに来てください。

(2) 支払い請求に必要な書類は、速やかに保健室まで提出してください。

(3) 給付金請求の時効は給付事由の生じた日から2年とされており、医療費の支給期間は初診日から最長10年間です。